

◎新潟県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 五千石巻新潟線
- 2 供用開始の区間
燕市高木字屋敷割460番1から同市粟生津字山王6613番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日